〈当座預金〉商品概要説明書

〈当坐預金〉商品概要說明書 	
1. 商 品 名	当座預金(決済用預金に該当します。)
2. 販 売 対 象	法人および個人の方(ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 入 預入方法	随時預入できます。
預入金額	1円以上
預入単位	1円単位
5. 払 戻 方 法	小切手が支払日のために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。
6. 利 息	お利息はつきません。
7. 税 金	
8. 手 数 料	手形用紙、小切手用紙の発行については当金庫が定める手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	
10. 中途解約時の	
<u>取 扱 い</u> 11. 金利情報の入手方法	
12. 苦情処理措置	
	で電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	
14. 預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度の対象となります。 決済用預金に該当しますので全額保護されます。